

# 横浜市新羽地域ケアプラザ・コミュニティハウス施設利用案内

## 1. 「地域ケアプラザ」「コミュニティハウス」とは？

- 地域ケアプラザは、高齢者、子ども、障がいのある人など誰もが地域で安心して暮らせるよう、身近な福祉・保健の拠点としてさまざまな取り組みを行っている横浜市独自の施設です。
- コミュニティハウスは、地域の皆さまに身近な生涯学習や地域活動の場として利用いただける施設です。

福祉保健活動を行っている団体（ボランティア活動のグループ）や、趣味サークルなどの活動場所として、ケアプラザとコミュニティハウスの施設（部屋）を貸し出ししています。

**施設の利用には事前の団体登録が必要になります。**

## 2. 施設利用できる団体の登録の条件は？

- 活動そのものが地域の福祉保健を目的としている。
- 地域貢献活動のためのボランティア活動を積極的に行っている。
- 地域の仲間づくりを実践しており、5人以上のメンバーがいる。
- 地域に開かれた活動であり、新規メンバーの受け入れを行っている。
- 地域住民の自助活動および支援活動の担い手として活動している。
- 多額な講師謝金や月謝を徴収していない。営利を目的にしない。

※ 上記の条件を満たしていても団体登録できない、または登録後利用できない場合があります。

- ・ 利用不許可項目に該当する場合（別添）
- ・ 布教や勧誘を伴う特定の宗教や政治活動の一環と考えられる場合

## 3. 利用の方法は？

「利用団体登録申込書」に必要事項を記入の上、原本を提出ください。活動内容が分かるチラシなどがあれば添付してください。

【提出いただいた後の流れ】

- 審査の結果、要件が満たされていれば「登録書」を発行します（概ね1週間程度）。活動内容により団体登録区分が決定、登録書に記載された登録番号をもとに施設の予約および利用が可能になります。→項目 6.団体利用区分 参照
- 登録の有効期間は3年です。3年ごとに更新手続きが必要です。
- 登録期間中に団体名や代表者、住所、連絡先等が変更した場合や、登録を抹消したい場合は「利用団体登録申込書（変更）（抹消）」を提出してください。

※ 以下の場合は登録を抹消することとします。

- ・登録の更新手続きをしなかった場合
- ・登録内容と活動実態が著しく異なっている場合
- ・団体が解散または活動の継続が困難と思われる場合
- ・ケアプラザ・コミュニティハウスの利用上のきまり（項目 9）を守らなかった場合

#### 4. 利用できる時間帯について（ケアプラザ・コミュニティハウス共通）

※「ご利用ガイドライン〇月版」を発行している場合、ガイドラインの内容が優先となります。

枠（コマ）	月～土	日・祝	お願い事項
午 前	9時～11時45分		施設を利用できる時間は「掃除と後片付け」の時間を含んでいます。時間枠終了前には全ての活動を終えるようにご協力をお願いします。
午 後 1	12時～14時45分		
午 後 2	15時～17時45分	15時～16時45分	
夜 間	18時～20時45分		

休 館 日	
毎 月	第4月曜日（施設点検日）
年末年始	12月29日～1月3日

学習室の個人利用※（日祝は9時～16時45分まで）		2階プレイルーム
小学生	9時～16時45分まで	月～土曜 9時～20時45分 日・祝日 9時～16時45分 （利用対象：未就学児と保護者）
中学生	9時～17時45分まで	
高校生以上	9時～20時45分まで	

※団体の利用がない時間帯を個人の学習室としてコミュニティハウス会議・学習室を開放（予約不要）。利用方法については別途お問い合わせください。

#### 5. 施設（部屋）の予約方法について

- 予約の開始日は、団体区分によって異なります。項目 6.団体利用区分の表でご確認ください。
- 利用希望日の前日までに申し込みください。
- 施設の空き状況は電話でお問い合わせいただくか、直接来館のうえご確認ください。
- 電話でのご予約は仮予約です。当日までに「施設利用申込書」をご提出ください。
- 「施設利用申込書」に必要事項を記入し、窓口へ提出して受付完了です。
- 毎月1日（1月のみ4日）の『予約会』について  
この日に限り電話による仮予約、予約変更、空き状況のご案内は行っておりません。  
『予約会』1日予約開始分の受付方法について詳しくはお問い合わせください。
- 2階『会議学習室 A・B』、4階『多目的ホール2・地域ケアルーム』について、当該の2つの部屋を同時に利用する場合は1部屋と数えます。
- 同じ部屋を同日に連続して利用する場合、2コマまでは1枠として数えます。  
（注：3～4階のみ適用 例：午前+午後1）
- 部屋の中で食事やお茶菓子等を召し上がることは可能です。申込時に届け出てください。
- 部屋の中を装飾して利用する場合は申込時に届け出てください。
- 登録申込書に記入した活動内容以外の活動をする場合、目的外利用となり利用料が発生する場合があります（有料利用：項目 8.ケアプラザ利用料）。

- 予約後の変更やキャンセルは速やかにご連絡ください。
- キャンセル待ちは受け付けておりません。

## 6. 団体利用区分

団体区分	定義	予約開始日	予約枠数	利用料金	
ケアプラザ(3~4階)利用団体	<b>団体Ⅰ</b> (福祉保健活動団体) 団体コード 1000~	地域ケアプラザを利用する目的が福祉支援を必要とする地域住民の自助活動及び支援活動、または、地域の支え合いを目的とした活動に直結し、福祉保健活動の担い手として活動する団体。	3か月前の月の1日	1か月3枠まで ※利用希望日から30日以内は制限なし	無料
	<b>団体Ⅱ</b> (福祉保健協力団体) 団体コード 2000~	自らの生活環境等の向上のために活動している団体であって、福祉保健活動、地域貢献活動等のためのボランティア活動を年間2回以上実施している団体。 福祉保健活動記録報告書(第1号様式)を所定の期日までに提出する。	2か月前の月の1日	1か月2枠まで ※利用希望日から30日以内は制限なし	
	<b>団体Ⅲ</b> (目的外使用団体) 団体コード 3000~	団体Ⅰ及び団体Ⅱに区分されない施設の使用が認められる地域住民で構成された団体。	1か月前の月の1日		有料
	<b>団体Ⅳ</b> (福祉保健目的法人) 団体コード 4000~	地域ケアプラザを利用する目的が福祉支援を必要とする地域住民の自助活動及び支援活動、または、地域の支え合いを目的とした活動に直結し、福祉保健活動の担い手として活動する法人。	使用日から起算して21日前から	上限なし	無料
	<b>団体Ⅴ</b> (福祉保健以外法人) 団体コード 5000~	団体Ⅳに区分されない法人。	使用日から起算して14日前から		有料
コミュニティハウス(2階)利用団体	<b>団体H</b> 団体コード H-000	地域住民のだれでもが気軽に、かつ、公平に利用できることを旨とし活動する団体。	1か月前の月の1日	1か月2枠まで (当月に入れば制限なし)	無料
	コミュニティハウス『会議学習室A・B』はケアプラザ利用団体も予約が可能(一部例外を除く)。 予約開始日、予約枠数、利用料金は団体Hと同様。				

※予約枠の制限が解除される「30日以内」の日が休館日と重なった場合、翌開館日を解除日とします。

『有料』の利用料金については、項目8.ケアプラザ利用料についてをご確認ください。

## 7. 各部屋の仕様・備品について

※「ご利用ガイドライン〇月版」を発行している場合、ガイドラインの内容が優先となります。

階	部屋名	定員	主な備品（概要）
ケアプラザ 4階	多目的ホール2 （絨毯）	21名 （靴下着用）	46名 ・机6台、イス32脚 ・ホワイトボード、ピアノ
	地域ケアルーム （絨毯）	18名 （靴下着用）	
	ボランティアルーム	21名	・机4台、イス8脚
ケアプラザ 3階	多目的ホール	47名 （スリッパ）	・机7台、イス14脚 ・ホワイトボード
	調理室	10名 （スリッパ）	・机20台、イス60脚 ・AV機器、スクリーン、プロジェクター、 マイク、ホワイトボード、ピアノ ・机、イス ・調理器具（コンロ、電子レンジ、ガスオーブン、電気炊 飯器）、冷蔵庫、食器等 ※消耗品（台布巾、ゴミ袋、排水ロネット等）は、ご持参ください
コミュニティ ハウス 2階	会議・学習室A・B	各14名 計28名	・机16台、イス48脚 ・ホワイトボード、ピアノ（会議室Bのみ）
	プレイルーム （※部屋の予約は不可）	12名	授乳室 ※事前予約不要（ご利用の際は受付にて記入ください。）
	地域交流ホール （※部屋の予約は不可）	—	テーブル、イス ※事前予約不要

貸ロッカー（3階・4階）：団体Ⅰ・Ⅱのみ利用可能。要申込。

## 8. ケアプラザ利用料について（有料利用の場合）

部屋名	料金／1枠
多目的ホール	1,380円 ※ただし、日・祝の午後2（15時～16時45分）は920円
調理室	420円 ※ただし、日・祝の午後2（15時～16時45分）は280円
多目的ホール2＋地域ケアルーム	1,380円 ※ただし、日・祝の午後2（15時～16時45分）は920円
地域ケアルーム	420円 ※ただし、日・祝の午後2（15時～16時45分）は280円
ボランティアルーム	420円 ※ただし、日・祝の午後2（15時～16時45分）は280円

## 9. 利用上のきまりについて

- ①利用不許可の項目（別添）全て
- ②備品等を施設外に持ち出さないでください。もし破損したり汚した場合には、次のご利用者に影響しますので、速やかに事務所へご連絡ください。状況によっては修繕費などをご負担いただくこともあります。また破損などを見かけた時もお連絡ください。
- ③身体障害者補助犬法に定める盲導犬、介助犬及び聴導犬以外の動物を館内に入れることはできません。
- ④敷地内は禁煙です。また、飲酒もご遠慮ください。
- ⑤調理室以外の場所は火気厳禁です。

## 10. 当日の利用方法

### 《来館時》

- ・当館には駐輪場がありません。お近くの駐輪場をご活用ください。  
駐車場は台数に限りがあり（予約不可）、お体の不自由な方・相談者等が優先です。
- ・入口正面の壁にあるホワイトボード（案内板）で当日の利用部屋をご確認ください。
- ・入館入室はご利用開始時間からです。
- ・入室前に 1 階窓口にお寄りいただき、必要書類や予約した利用備品を受け取ってください。

### 《利用中》

- ・非常用通路を確保するため、机やイスは部屋の外へ置かないようご協力ください。  
活動上やむを得ない場合はご相談ください。
- ・机の移動はゆっくり行ってください。机が倒れることで天板に穴があく破損が発生しています。  
また、転倒した机に接触し身体を痛める事故につながる恐れがあります。
- ・スライドウォールは職員が動かします。ご希望の設定と違っている場合は職員へお声掛けください。
- ・利用中に出了たゴミは各団体でお持ち帰りください（掃除に使用したペーパータオルは除く）。
- ・利用時間終了前には部屋を現状復帰し、モップやほうきで床の掃き掃除、ペーパータオルやそうきんで机などの拭き掃除を終えてください。使用したペーパータオルは掃除セットのゴミ箱へ、そうきんは職員へお渡しください。
- ・後片付けが終わった時点で内線にて 1 階事務所の職員までお声掛けください。  
職員のチェックが終わるまでは部屋でお待ちください。

### 《帰る時に》

- ・1 階窓口で貸し出した備品は 1 階窓口へお返しください。  
ラジカセや AV ラックに CD やカセットが残っていないかご確認ください。
- ・傘や上着、水筒など忘れ物がないか再度ご確認ください。  
1 階カウンター前に忘れ物を保管している棚があります。3 か月経過すると処分させていただきますのでご注意ください。
- ・靴の履き間違えがないかご確認ください。

## 《その他》

- ご利用時間内にやむを得ず職員が部屋に立ち入る場合がありますのでご了承ください。
- ご気分が悪くなったり、嘔吐された場合には速やかに職員にお声掛けください。
- 当館を会場にして講座等を行う場合、必ず申込前にご相談ください。(特にチラシ等に会場として掲載する場合)
- 壁、柱等にポスター、看板等を掲示したいときや、館内のラックにチラシ等を置きたいときは、職員にご相談ください。
- コピーサービスは行っておりません。

## 11. 個人情報の取り扱いについて

「利用団体登録申込書」「使用申請書（兼契約書）」にご記載いただいた個人情報は、会場利用に関すること、当館からのご連絡・ご案内の他には使用いたしません。

### 横浜市新羽地域ケアプラザ・コミュニティハウス

〒223-0057 横浜市港北区新羽町 1240-1

電話 045-542-7207

FAX 045-531-7011



#### 【開館時間】

月～土曜 9:00～21:00

日曜祝日 9:00～17:00

#### 【休館日】

毎月第4月曜日、12月29日～1月3日